

## 令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県観光コンベンション協会（以下「協会」といいます。）が、スポーツ合宿の誘致による地域の活性化を図るため、高知県内において合宿を実施する、県外及び国外のスポーツ団体（以下「スポーツ団体」といいます。）に対する支援として実施する、令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金（以下「助成金」といいます。）の交付に関し、必要な事項を定めるものです。

### (助成の要件)

第2条 別表1に記載する競技を行うスポーツ団体が高知県内の旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得たホテル及び旅館等に、延べ20泊以上の宿泊を伴う合宿の実施を要件とします。

2 助成対象団体は、主に学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の生徒又は学生）で構成するスポーツ団体（以下、「学生チーム」といいます。）、別表2に記載する一般社団法人日本トップリーグ連携機構に所属する団体（以下「トップリーグチーム」といいます。）のほか、学生チーム以外の社会人等で構成するスポーツ団体（以下「社会人チーム」といいます。）、別表3に記載する競技団体の日本を代表とするチーム（以下「日本代表チーム」といいます。）、別表4に記載する競技種目を行う国外チーム（代表チームを含む）とします。

3 助成対象期間は、令和6年度の当該助成金の交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）の施行日から令和7年3月15日までとします。

4 前項の規定において、別表5に記載する施設での宿泊及びスポーツ大会等への参加を目的とした宿泊は助成の対象外とします。ただし、スポーツ大会等への参加のための事前合宿や大会翌日から調整等のため行う合宿は助成の対象とします。

### (助成金額)

第3条 一申請あたりの助成金の限度額や延べ宿泊数に応じた助成単価は、次表のとおり。

年度内に複数回の交付申請を行う場合は、前回申請した合宿の終了日から1ヶ月以上経過して実施する合宿を助成金の交付対象とします。

チーム種別	延べ宿泊数	助成単価(1泊あたり)	限度額
日本代表チーム 及び 国外の代表チーム	20泊以上	5,000円	100万円
トップリーグチーム 及び 社会人チーム	20泊以上100泊以下	1,000円	50万円
	101泊以上300泊以下	2,000円	
上記以外の学生チーム	20泊以上100泊以下	1,000円	30万円
	101泊以上200泊以下	2,000円	

### (バス利用加算)

第4条 高知県内の合宿施設や宿泊施設への移動のために、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車（以下「貸切バス」といいます。）を運送する事業者の貸切バスを利用する場合は、予算の範囲内で次表のとおり前項の助成金額に加算します。

助成対象経費	助成率	助成金限度額
スポーツ団体が助成金を活用して高知県内で実施する合宿に使用する貸切バスの借上げ経費	2分の1 (千円未満切捨て)	4万円

(申請)

第5条 スポーツ団体の代表者（以下「代表者」といいます。）は、別表6に定める助成金の受付期間に助成金を申請しようとするときは、合宿を開始する前（およそ2週間前）までに、申請書（様式第1号）を協会会長（以下「会長」といいます。）に提出して下さい。

なお、合宿実施までに提出がない場合は、申請書を受理しません。

- 2 申請は、合宿を行うスポーツ団体ごとに行うものとします。
- 3 前項に定める受付期間であっても、助成金の申請額が予算額に達したときは、申請書の受付を保留する場合があります。この場合、代表者に対してお知らせするとともに、予算額に達したことによる受付の保留等を協会のホームページで告知します。

(助成の決定)

第6条 会長は、前条による申請が適当と認められたときは、助成を決定し代表者に助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知することとします。

(計画の変更)

第7条 代表者は、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、交付決定を受けた合宿実施日までに変更申請書（様式第3号）を提出して下さい。ただし、ウを除き、やむを得ない事情が認められる場合は、この限りではありません。

- ア 助成事業を中止・廃止しようとするとき
- イ 助成金申請を取下げようとするとき
- ウ 助成申請額を増額しようとするとき
- エ 助成申請額を3割以上減額しようとするとき
- オ 日程の変更をしようとするとき

- 2 会長は、変更申請が適当と認められたときは、助成変更を決定し代表者に助成金交付変更通知書（様式第4号）により通知することとします。

(実績報告)

第8条 代表者は、合宿終了の日から30日以内又は令和7年3月25日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）及び助成金請求書（様式第8号）を会長に提出してください。

なお、期限までに提出のない場合は助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

(助成金額の確定及び精算払)

第9条 会長は、前条による実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し助成金を支払うこととします。

(助成金交付の取り消し)

第10条 会長は、代表者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができます。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(3) 正当な理由がなく第8条の規定による実績報告書の提出を行わない、又は第11条の規定による現地調査等を拒んだとき。

(4) 別表7に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、助成事業に関し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は会長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定による取消しを行う場合には、当該代表者に通知するものとします。

3 会長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消した場合においては、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとします。

4 代表者は、前項の規定による取消しに関する助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算額を協会に納付しなければなりません。

5 代表者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を協会に納付しなければなりません。

6 第1項の規定により交付決定を取消されたスポーツ団体については、交付決定を取消された時点から一定期間（最大24ヵ月）協会が行う助成事業の申請を受付けないものとします。

#### （検査等）

第11条 会長は、必要に応じ代表者に対して、助成事業の実施状況についての報告を求め、又は調査ができるものとします。

#### （助成実績の公表）

第12条 助成の交付を受けたスポーツ団体については、スポーツ団体名、代表（申請）者名、競技種目、合宿期間、助成金額を協会ホームページで公表します。

#### （関係書類の整備）

第13条 代表者は、申請の根拠となる関係書類を整備・保管し、業務完了年度の翌年から5年間保存して下さい。

#### （その他）

第14条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めるものとします。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行します。

## 高知県スポーツ合宿支援事業助成金交付要綱 別表

(令和6年3月末現在)

別表1

### ■競技 (第2条1項)

球 技	・野球 ・ソフトボール ・卓球 ・バドミントン ・テニス ・ハンドボール ・ゴルフ ・サッカー ・ホッケー ・ドッジボール ・バレーボール ・ビーチバレー ・バスケットボール ・ボウリング ・ソフトテニス ・ラグビー ・フットボール
歩・走	・ウォーキング ・ジョギング ・ランニング ・陸上競技 ・マラソン
体操・ダンス	・体操 ・ダンス ・舞踊 ・バレエ ・よさこい鳴子踊り
武 道	・フェンシング ・気功 ・柔道 ・居合道 ・なぎなた ・空手道 ・剣道 ・銃剣道 ・少林寺拳法 ・相撲 ・弓道 ・レスリング ・テコンドー ・ボクシング ・合気道 ・太極拳
野 外	・ハイキング ・フィールドアスレチック ・サイクリング ・クライミング ・アーチェリー ・オリエンテーリング ・ボート ・登山 ・カヌー ・スキー ・スノーボード ・ホスティング ・自転車競技 ・パラグライダー ・ハングライダー ・フィッシング ・トライアスロン ・スケートボード ・ネイチャーゲーム
ニュー スポーツ	・スカッシュバレー ・フットサル ・パドルテニス ・ポッチャー ・ターゲット ・バードゴルフ ・フライングディスク ・綱引き ・ゲートボール ・バウンドテニス ・グラウンドゴルフ ・キンボール ・カローリング ・ソフトバレーボール ・ティーボール ・パークゴルフ ・ペタンク ・ダーツ ・インディアカ ・スナッグ ・スポーツチャンバラ ・なわとび
水泳・ マリン	・アクアビクス ・セーリング ・カヌー ・水球 ・スキューバダイビング ・水泳 ・シンクロナイズドスイミング ・サーフィン ・ウィンドサーフィン
その他	・アイススケート ・アイスホッケー ・クレ射撃 ・ライフル射撃 ・ウェイトトレーニング ・ウェイトリフティング ・パワーリフティング ・馬術 ・ローラースケート ・ビリヤード ※その他、協会がスポーツと認めるもの

別表2

### ■一般社団法人 日本トップリーグ連携機構 参加トップリーグ (団体) (第2条2項)

①一般社団法人日本フットサル連盟日本フットサルリーグ (Fリーグ)
②公益社団法人日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) ※
③一般社団法人日本女子プロサッカーリーグ (WEリーグ)
④一般社団法人日本バレーボールリーグ機構 (Vリーグ)
⑤公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (Bリーグ)
⑥一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ (WJBL)
⑦日本ハンドボールリーグ機構 (JHL)
⑧ジャパンラグビーリーグワン※
⑨アジアリーグアイスホッケー実行委員会
⑩一般社団法人ホッケー・ジャパンリーグ
⑪一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ (JDリーグ)
⑫一般社団法人 日本社会人アメリカンフットボールリーグ (Xリーグ)

※② Jリーグ及び⑧ジャパンラグビーリーグワンは、別途、助成金制度を設定

別表3

■公益財団法人 日本オリンピック委員会(JOC)加盟団体(2024年3月31日現在)(第2条2項)

○正加盟団体

(公財)日本陸上競技連盟	(公財)日本水泳連盟
(公財)日本サッカー協会	(公財)全日本スキー連盟
(公財)日本テニス協会	(公社)日本ローイング協会
(公社)日本ホッケー協会	(一社)日本ボクシング連盟
(公財)日本バレーボール協会	(公財)日本体操協会
(公財)日本バスケットボール協会	(公財)日本スケート連盟
(公財)日本アイスホッケー連盟	(公財)日本レスリング協会
(公財)日本セーリング連盟	(一社)日本ウエイトリフティング協会
(公財)日本ハンドボール協会	(公財)日本自転車競技連盟
(公財)日本ソフトテニス連盟	(公財)日本卓球協会
(公財)全日本軟式野球連盟	(公財)日本相撲連盟
(公社)日本馬術連盟	(公社)日本フェンシング協会
(公財)全日本柔道連盟	(公財)日本ソフトボール協会
(公財)日本バドミントン協会	(公財)全日本弓道連盟
(公社)日本ライフル射撃協会	(一財)全日本剣道連盟
(公社)日本近代五種協会	(公財)日本ラグビーフットボール協会
(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会	(公社)日本カヌー連盟
(公社)全日本アーチェリー連盟	(公財)全日本空手道連盟
(公社)全日本銃剣道連盟	(一社)日本クレイ射撃協会
(公財)全日本なぎなた連盟	(公財)全日本ボウリング協会
(公社)日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟	(一財)全日本野球協会
(特非)日本スポーツ芸術協会	(公社)日本武術太極拳連盟
(公社)日本カーリング協会	(公社)日本トライアスロン連合
(公財)日本ゴルフ協会	(公社)日本スカッシュ協会
(公社)日本ビリヤード協会	(公社)日本ボディビル・フィットネス連盟
(一社)全日本テコンドー協会	(公社)日本ダンススポーツ連盟
(一社)日本バイアスロン連盟	(一社)日本サーフィン連盟
(一社)ワールドスケートジャパン	

○準加盟団体

(一社)日本カバディ協会	(一社)日本セパタクロウ協会
(公社)日本アメリカンフットボール協会	(公社)日本チアリーディング協会
(一社)日本クリケット協会	

○承認団体

(公社)日本オリエンテーリング協会	(公社)日本パワーリフティング協会
(公社)日本ペタンク・ブール連盟	(一社)日本フライングディスク協会
(公社)日本コントラクトブリッジ連盟	(一財)日本航空協会
(特非)日本水上スキー・ウエイクボード連盟	

※その他、協会が認めるもの

別表4

■ 国外チームの助成対象となる競技種目（第2条2項）

オリンピック競技種目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳・アーチェリー・陸上競技・バドミントン・野球、ソフトボール</li> <li>・バスケットボール・ボクシング・カヌー・自転車競技・馬術</li> <li>・フェンシング・サッカー・ゴルフ・体操・ハンドボール・ホッケー</li> <li>・柔道・空手・近代五種・ボート・ラグビー・セーリング・射撃</li> <li>・スケートボード・スポーツクライミング・サーフィン・卓球</li> <li>・テコンドー・テニス・トライアスロン・バレーボール</li> <li>・ウェイトリフティング・レスリング</li> <li>・その他、国際オリンピック委員会が競技種目として定めるもの</li> </ul>
パラリンピック競技種目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーチェリー・バドミントン・ボッチャ・カヌー・自転車競技・馬術</li> <li>・5人制サッカー・ゴールボール・柔道・陸上競技・パワーリフティング</li> <li>・水泳・ボート・射撃・シッティングバレーボール・卓球・テコンドー</li> <li>・トライアスロン・車いすバスケットボール・車いすフェンシング</li> <li>・ウィルチェアーラグビー・車いすテニス</li> <li>・その他、国際パラリンピック委員会が競技種目として定めるもの</li> </ul>

※その他、協会が認めるもの

別表5

■ 高知県旅館業法施行条例第4条第1項第6号の規定に基づく「青少年教育施設」（第2条2項）

①高知県立幡多青少年の家	幡多郡黒潮町上川口 1166
②大野見青年の家	中土佐町大野見吉野 232
③高知市工石山青少年の家	高知市土佐山高川 1898
④高知県立青少年センター	香南市野市町西野 303-1
⑤高知県立香北青少年の家	香美市香北町吉野 1300
⑥国立室戸青少年自然の家	室戸市元乙 1721

別表6

■ 助成金受付期間（第5条1項）

合宿開始期間（宿泊対象期間）	受付期間
交付要綱の施行日から令和6年9月30日まで	交付要綱の施行日から令和6年9月15日まで
令和6年10月1日から令和7年3月15日まで	令和6年9月16日から令和7年2月28日まで

※合宿対象期間は、3月15日の宿泊を含みます。

## 別表 7

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(公財) 高知県観光コンベンション協会  
会長 井上 浩之 様

(申請者) 所在地 (会社・学校・自宅) ○印をしてください。  
〒

団体名

代表者 職・氏名

印

令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金申請書

高知県スポーツ合宿支援事業助成金として、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金申請額 金 円  
(申請額のうち、バス加算額 円)

2. 合宿実施計画

合宿開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
参加者及び宿泊数	人 × 泊 = 延べ 泊		
宿泊施設名	住所 名称		
合宿施設名			
競技種目			
※バス利用加算の有無	有・無 (使用区間: _____ )		
過去3年間の合宿 実施地域 (都道府県)	2023年 (R5)	2022年 (R4)	2021年 (R3)
申請者の連絡先 (又は担当者の連絡先)	職・氏名		
	電話番号		
	E-mail		
旅行会社仲介の有無	有・無 (会社名: _____ )		



### 3. 添付書類

(1) スポーツ団体の概要がわかるもの

学校公認のスポーツ団体（部活動、クラブ、サークル等）であることを証明できる資料又は、公的なスポーツ組織に加盟していることがわかる資料

ただし、これにより難しい場合は、事前に協会に相談し、スポーツ団体の団体規約や活動状況がわかる資料など、協会から指示のあった資料を提出してください。資料が提出できない場合は、助成事業の申請を受け付けません。

(2) 合宿で利用する宿泊施設又はスポーツ施設の予約（仮予約）が確認できる「予約確認票」等の写し。

(3) バス利用加算を申請する場合は、借上経費が確認できる「見積書」等の写し

(4) 旅行会社へ仲介を依頼した場合は、旅行会社が作成する「行程表」等の写し

旅行会社（営業所）名		
連絡先	担当者氏名	
	電話/FAX	/
	E-mail	

#### 【参考】

(助成金額) 第3条

一申請あたりの助成金額は次表のとおりです。

年度内に複数回の交付申請を行う場合は、前回の合宿の終了日から1ヶ月以上経過して実施する合宿の申請とします。

チーム種別		延べ宿泊数	助成単価/泊	限度額
A	日本代表チーム及び 国外の代表チーム	20泊以上	5,000円	100万円
B	トップリーグチーム及び 社会人チーム	20泊以上 100泊以下	1,000円	50万円
		101泊以上 300泊以下	2,000円	
C	上記以外の学生チーム	20泊以上 100泊以下	1,000円	30万円
		101泊以上 200泊以下	2,000円	

※スポーツ大会への参加を目的にした宿泊は対象外です。(第2条第4項)

(バス利用加算) 第4条

貸切バスを利用する場合は、予算の範囲内で次表のとおり前条の助成金額に加算します。

助成対象経費	助成率	助成金限度額
高知県内で実施する合宿に使用する貸切バスの借上げ経費	2分の1 (千円未満切捨て)	4万円

## 助成金交付決定通知書

様

(公財) 高知県観光コンベンション協会  
会長 井上 浩之

令和 年 月 日付けで申請のありました令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金については、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

### 記

1. 助成金交付決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(決定金額のうち、バス加算額 \_\_\_\_\_ 円)

(注1) この金額はあくまで予定額です。最終的な金額は「令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金実績報告書」(様式5号)に基づき確定します。

(注2) 交付申請の内容変更(中止、取下げ、日程の変更、助成金の増額、3割を超える助成金の減額)が生じた場合は、要綱第7条により「スポーツ合宿支援事業助成金変更申請書」(様式第3号)を合宿の開始前までに提出して下さい。

(注3) 合宿終了の日から30日以内又は令和7年3月25日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)及び助成金請求書(様式第8号)を提出して下さい。なお、期限までに提出のない場合は助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

(公財) 高知県観光コンベンション協会  
会長 井上 浩之 様

(申請者) 所在地 〒

団体名

代表者 職・氏名

印

令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金変更申請書

令和 年 月 日付け、高観コン第 号で交付決定のありました、令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業については、下記のとおり計画変更を申請します。

記

1. 助成金変更申請額 金 円  
(変更申請額のうち、バス加算額 円)

2. 合宿実施計画

変更内容	中止・取下げ・増額・減額・日程変更・その他 ( )	
変更理由		
合宿期間	(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
参加者及び宿泊数	( 人 × 泊 = 延べ 泊 ) 人 × 泊 = 延べ 泊	
宿泊施設名	( )	
合宿施設名	( )	
貸切バス使用の有無	有・無	使用区間: —
申請者の連絡者 (又は担当者の連絡先)	職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	
旅行会社仲介の有無	有・無	会社名:

※変更の生じた部分のみ記入し、変更前を上段 ( ) 書きにしてください。

## 助成金交付変更通知書

様

(公財) 高知県観光コンベンション協会  
会長 井上 浩之

令和 年 月 日付で変更申請のありました令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金については、下記のとおり変更しましたので通知します。

### 記

1. 助成金交付変更決定金額 \_\_\_\_\_ 円  
(変更決定金額のうち、バス加算額 \_\_\_\_\_ 円)

- (注1) この金額はあくまで予定額です。最終的な金額は「令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金実績報告書」(様式5号)に基づき確定します。
- (注2) 交付申請の内容変更(中止、取下げ、日程の変更、助成金の増額、3割を超える助成金の減額)が生じた場合は、要綱第7条により「令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金変更申請書」(様式第3号)を合宿の開始前までに提出して下さい。
- (注3) 合宿終了の日から30日以内又は令和7年3月25日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)及び助成金請求書(様式第8号)を提出してください。なお、期限までに提出のない場合は助成金を請求する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

(公財) 高知県観光コンベンション協会  
会長 井上 浩之 様

(申請者) 所在地： 〒

団体名

代表者 職・氏名

印

令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付け、高観コン第 号で交付決定のありました、令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業については、事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

助成金額 \_\_\_\_\_ 円

■合宿実績

合宿開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加者及び宿泊日数	人 × 泊 = 延べ 泊
助成金請求額	円 (うち、バス加算額 円)
宿泊施設名	
合宿費合計	( 円) ※宿泊費領収金額
合宿施設名	
競技種目	
貸切バスの使用	有・無 (会社名: )
	使用台数: 台 (使用区間: - )
	借上げ経費計 ( 円) ※領収金額
旅行会社の仲介	有・無 (会社名: )

※添付書類 ①宿泊証明書 (様式第6号)

②宿泊に係る領収書及びスポーツ施設利用に係る領収書の写し (※)

※合宿全体に係る領収書の場合は、宿泊費・施設料の内訳がわかる資料を添付

③合宿に参加したチーム員名簿 (監督、コーチ等を含む)

④合宿の様子がわかる写真

⑤貸切バス運行証明書 (様式第7号) ※貸切バス利用の場合

⑥合宿アンケート

# 宿 泊 証 明 書

宿泊団体名 (申請者名)	(宿泊施設において団体名を必ずご確認ください)																			
合宿期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( ) 日間																			
宿泊期間	令和 年 月 日 ( ) チェックイン 令和 年 月 日 ( ) チェックアウト ( ) 日間宿泊																			
延べ宿泊数	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日</td> <td style="border: none;">泊</td> <td rowspan="6" style="border: none; vertical-align: middle;">                 )                      延べ _____ 泊             </td> </tr> <tr> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日</td> <td style="border: none;">泊</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日</td> <td style="border: none;">泊</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日</td> <td style="border: none;">泊</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日</td> <td style="border: none;">泊</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">月</td> <td style="border: none;">日</td> <td style="border: none;">泊</td> </tr> </table>	月	日	泊	)     延べ _____ 泊	月	日	泊	月	日	泊	月	日	泊	月	日	泊	月	日	泊
月	日	泊	)     延べ _____ 泊																	
月	日	泊																		
月	日	泊																		
月	日	泊																		
月	日	泊																		
月	日	泊																		
宿泊費合計額	※お願い 宿泊費領収額をご記入ください。 _____ 円																			

上記のとおり、宿泊したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所 〒 \_\_\_\_\_

宿泊施設名 \_\_\_\_\_

印

宿泊施設  
 担当者名 \_\_\_\_\_

## 貸切バス運行証明書

合宿団体名 (申請者名)				
取扱旅行会社名 (支店営業所名)				
日 程 等	運行日	運行区間	利用人数	借上げ費用
	月 日	—		_____ 円
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		
	月 日	—		
月 日	—			

上記のとおり、運送約款に基づいた条件にて運行したことを証明します。

令和 年 月 日

運行会社	所在地 〒
	会社名
	記載者名 :

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- 借上げ費用は、領収金額を記入してください。
- 運行日は、合宿の出発から帰着までの間に運行した日を記載してください。
- 運行区間は、市区町村、駅、空港、施設名など、起終点や経由地を記入してください。
- 記載事項が不足する場合や複数のバス会社を利用した場合は、本紙をコピーしてください。
- 本様式の写し等での提出は不可、必ず運行バス会社の押印のある原本を提出してください。

令和 年 月 日

# 助成金請求書

金	円
---	---

ただし、令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金として上記の金額を請求します。

(公財) 高知県観光コンベンション協会  
会長 井上 浩之 様

(申請者) 所在地： 〒

団体名：

代表者 職・氏名

印

振 込 口 座	
金融機関名	銀行 支店
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	<u>※通帳表紙のとおり記載してください。</u>
(フリガナ)	( )

振込口座は原則として申請団体名義の口座とします。

※団体名義の口座を開設していない場合など、申請団体と異なる口座名義や仲介した旅行業者等へ助成金を振込む場合は、委任状(様式第9号)を添付し、助成金請求書(様式第8-2号)で請求してください。



令和 年 月 日

## 助成金請求書

金	円
---	---

ただし、令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金として上記の金額を請求します。

(公財) 高知県観光コンベンション協会  
会長 井上 浩之 様

(代理人) 所在地： 〒

団体名：

代表者 職・氏名

印

振込口座	
金融機関名	銀行 支店
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	<u>※通帳表紙のとおり記載してください。</u>
(フリガナ)	( )

# 委任状

(代理人) 所在地 〒

団体名

代表者 職・氏名

⑩

私は上記の者を代理人と定め、下記の令和 年 月 日付で実績報告を行った、令和6年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金の請求及び受領に関する権限を委任します。

つきましては、別紙、助成金請求書（様式第8号）に記載する金 \_\_\_\_\_ 円を上記代理人の口座へ振込みをお願いします。

## 記

### ■令和5年度高知県スポーツ合宿支援事業助成金実績報告内容

合宿開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加者及び宿泊日数	人 × 泊 = 延べ 泊 ※宿泊証明泊数
助成金請求額	円（うち、バス加算額 円）
宿泊施設名	
宿泊費合計	( 円) ※宿泊費領収金額
合宿施設名	
競技種目	
貸切バスの使用	有・無（借上げ経費計： 円）※領収金額等
旅行会社の仲介	有・無（会社名： )

令和 年 月 日

(申請人) 所在地 〒

団体名

代表者 職・氏名

⑩